



『「令和5年度個別労働紛争解決制度の施行状況」について』

厚生労働省では、毎年、「個別労働紛争解決制度の施行状況」を公表しています。

令和4年度の施行状況については、本通信第63号で紹介しましたが、今回は、最新の令和5年度の施行状況についてご紹介します。

「個別労働紛争解決制度」は、個々の労働者と事業主との間の労働条件や職場環境などをめぐるトラブルを未然に防止し、迅速に解決を図るための制度で、「総合労働相談」、労働局長による「助言・指導」、紛争調整委員会による「あっせん」の3つの方法があります。

令和6年7月12日に公表された「令和5年度の施行状況」によると、前年度と傾向は変わらず、総合労働相談件数は、4年連続で120万件を超えて、高止まりしており、紛争の内容としては、「いじめ・嫌がらせ」が引き続き最多となっています。

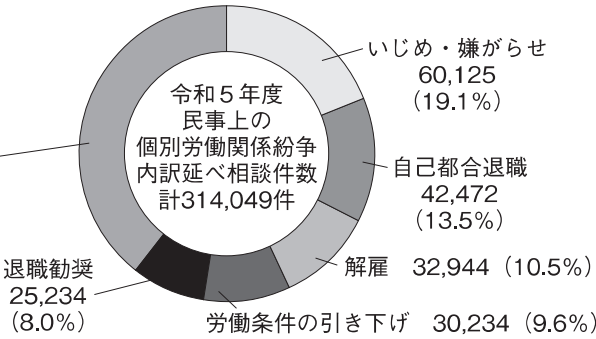
このうち「総合労働相談」は、労働局や労働基準監督署等の総合労働相談コーナーに寄せられた相談を集計したもので、内訳は次のようになっています。

内容		件数	前年度比
総合労働相談		121万 412件	3.0%減
内 訳 延べ数	法制度の問い合わせ	83万4,829件	3.1%減
	労働基準法等の違反の疑いがあるもの	19万2,961件	2.4%増
	民事上の個別労働関係紛争相談	26万6,162件	2.2%減
助言・指導申出		8,372件	5.7%増
あっせん申請		3,687件	6.3%増

また、総合労働相談の「民事上の個別労働関係紛争相談」の内訳は次のようになっています。

ほか 計123,040

雇止め	14,677	(4.7%)
出向・配置転換	10,384	(3.3%)
雇用管理等	9,705	(3.1%)
募集・採用	2,634	(0.8%)
採用内定取り消し	2,157	(0.7%)
その他の労働条件	51,805	(16.5%)
その他	31,678	(10.1%)



これほど、「いじめ・嫌がらせ」に関する相談が多いという状況に鑑みると、ハラスメントに関する研修やコミュニケーションに関する研修を強化する必要があるのではないかと思います。この場合、管理職だけではなく、職員の方全てを対象に行ってはどうか。職員同士が生き生きと働ける職場を目指しましょう。

(出典：厚生労働省HP 001306686.pdf)

(今回の担当：医療労務管理アドバイザー 入江裕之 社会保険労務士)

《過去に掲載した記事は、勤改センターのホームページからも閲覧できます》

お問い合わせ・ご相談など、お気軽にご連絡ください。ご利用は無料です。

鳥取県医療勤務環境改善支援センター（略称：勤改センター）

住所：鳥取市戎町317（鳥取県医師会館内） TEL：0857-29-0060 FAX：0857-29-1578

メール：kinmukaizen-c@tottori.med.or.jp

HP：https://www.tottori.med.or.jp/kinmukaizen-c/